

# 日本耳鼻咽喉科学会埼玉県地方部会 「日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医」更新のための講習会

◎ 日 時 令和3年12月12日(日) 午後1時～

◎ 場 所 埼玉県民健康センター2階 大ホール

## 〈講習会プログラム〉

進行 日耳鼻埼玉県地方部会副会長 池園 哲郎

13:00～13:05 日耳鼻埼玉県地方部会会長挨拶

菅澤 正

13:05～13:10

補聴器相談医の資格更新に関する諸説明

埼玉県地方部会補聴器キーパーソン 宮澤 哲夫

講 義 (各45分)

13:10～13:55

### (1)「補聴効果の診断」

防衛医科大学校病院 耳鼻咽喉科

講師 水足 邦雄 先生

13:55～14:40

### (2)「聴覚検査と補聴器」

埼玉医科大学病院 耳鼻咽喉科・神経耳科

講師 松田 帆 先生

埼玉医科大学病院 耳鼻咽喉科・神経耳科

言語聴覚士 坂本 圭 先生

— 休 憩 (10分) —

14:50～15:35

### (3)「装着指導」

群馬大学 名誉教授・NPO法人難聴支援センター

理事長 古屋 信彦 先生

15:35～16:20

### (4)「福祉医療と相談

～第26回補聴器キーパーソン全国会議報告～

日耳鼻埼玉県地方部会

補聴器キーパーソン 宮澤 哲夫 先生

16:20 終 了

~~~~~

## 補聴効果の診断

防衛医科大学校耳鼻咽喉科学講座 水足 邦雄

加齢性難聴をはじめとする慢性感音難聴は、現在根本的な治療法がなく補聴器による音圧代償がほぼ唯一の対処法である。しかし、感音難聴は単に音圧が不足するだ

けでなく、特に外有毛細胞消失の程度により、周波数特性の鈍化やリクルートメント現象などの様々な知覚異常を伴う。そのため、補聴器適合する際には、装用者の難聴がどのような聴覚認知異常を来しているかを可能な限り正確に把握しておく必要があり、そのために純音聴力検査だけでなく、語音明瞭度検査、快適レベル (MCL)・不快レベル (UCL) 測定を行う事が有用である。

一方で、近年の補聴器の進歩はめざましいものがあり、以前は不可能であったマルチチャンネルによる精密な音圧調整、圧縮の高性能化は目を見張るものがある。しかし、あくまで補聴器は原則として音圧の補償のみを行っていることは変わりがない。即ち、どんなに技術が進歩しても、内耳機能を上回る聴取能は得られないことを前提に補聴効果を診断する必要がある。逆の見方をすれば、補聴器適合検査とは装用耳の内耳機能が最大限発揮できているかを診断すること、と言い換えることができる。

実際の補聴器適合検査では、2010年に日本聴覚医学会により定められた「補聴器適合検査の指針 (2010)」に則って行うと良い。最低限必要な検査として、上記の聴覚検査に加えて、補聴器音響特性の測定を行った上で、裸耳・装用耳における音場での補聴器適合検査を行う。適合状態の評価基準として、1) 入力音圧が 60dB SPL 時の利得が十分か、2) 入力音圧が 90dB SPL 時の出力が不快レベル (UCL) を越えないか、3) 装用時語音明瞭度が非装用時語音明瞭度に比べて同等またはそれ以上に保たれているか、を確認する。さらに雑音下での装用状況や自覚的な装用感を総合的に判断して、適合を判定する。そのための適合検査として一般的には、1) 語音明瞭度曲線または語音明瞭度の測定、2) 音場での補聴器装用閾値の測定 (ファンクショナルゲインの測定)、3) 補聴器特性図とオーディオグラムを用いた利得・装用閾値の算出、が多く行われている。さらに可能な施設では、環境騒音の許容を指標とした適合評価、実耳挿入利得の測定、挿耳型イヤホンを用いた音圧レベル (SPL) での聴覚域値・不快レベルの測定、雑音を負荷したときの語音明瞭度の測定などを行う事もできる。

## 聴覚検査と補聴器

埼玉医科大学病院 耳鼻咽喉科・神経耳科  
坂本 圭

埼玉医科大学病院における補聴器外来の現状ならびに、新規の補聴機器・人工聴覚機器について報告させて頂く。

当院の補聴器外来では約2カ月の試聴期間を設けている。まず各種聴覚検査の結果に加えて、問診や質問紙を通して日常生活における困難とニーズを把握する。その結果やニーズから具体的な目標を立て、補聴器装用への意欲を高められるよう配慮している。次いで、目標達成のための補聴器の調整、コミュニケーション方法の工夫、環境調整について個別に指導している。試聴終了時には、目標達成の可否ならびに装用状況を補聴器適合検査で確認したうえで、補聴器の継続的な使用（購入）について判断頂いている。購入後も、定期的なフォローを行い、聴力変化等に応じた調整、指導を行っている。しかし、徐々に難聴が悪化することで補聴器装用効果が低下する者や重度難聴者、語音明瞭度が著しく低い者においては、補聴器装用効果は限定的になる。そのため、補聴器以外の補聴機器や人工聴覚機器について検討する必要がある。近年、補聴機器や人工聴覚機器の発展は目覚ましく、聴力型や骨導閾値によって最適なデバイスは異なる。従来までの気導補聴器装用効果が乏しい感音難聴者に対しては人工内耳もしくは残存聴力活用型人工内耳（EAS）を選択することで、聴取能改善が期待できる。また、伝音/混合難聴者で、気導補聴器の装用が困難な者に対してはいくつかの選択肢がある。手術が不要な機器としては、骨導補聴器、軟骨伝導補聴器、ADHEARがあり、手術を要する機器には、Baha、BONE BRIDGE、人工中耳（VSB（Vibrant Soundbridge））がある。各機器によって適応や手術の難易度は異なるため、各機器の特徴ならびに適応基準を理解し選択する必要がある。

今後、適応基準の変更や新規の補聴機器・人工聴覚器が開発される可能性もある。従来までの補聴器では効果が乏しかった難聴者に対する様々な治療の選択肢が与えられることで、聴取能改善に寄与することが期待される。

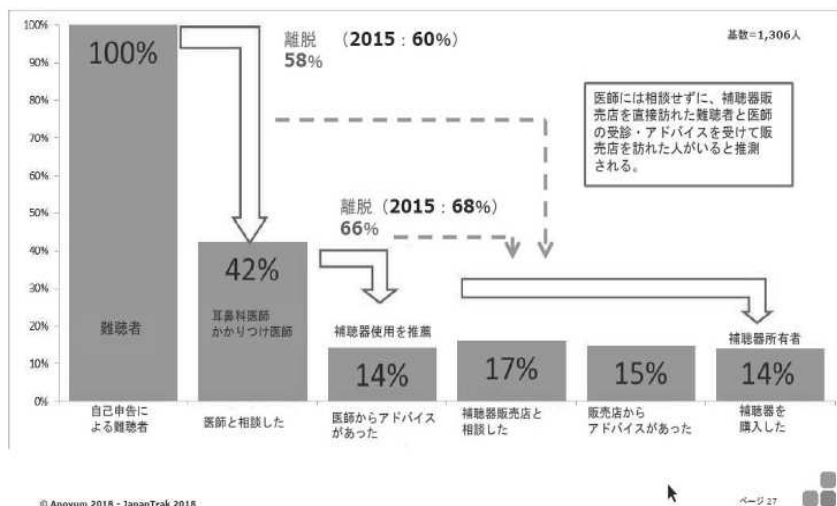
## 装用指導

非営利活動法人難聴者支援センター 古屋 信彦

2018年Japan Track（図1）よれば日本における難聴者の補聴器装用率は14%であり、医学的指導の必要性を指摘されたにも関わらず医療機関などに相談せず、放置している人は約60%におよぶと報告されています。同じ規模の調査（Euro Trak2018）を欧米先進国で行ったところ補聴器装用率は30%、医療機関に相談せず放置している人は20%程度と日本における難聴者の取り組みに大きな遅れが見られます。一方認知症のリスク因子についてLancet（2020、G Livingston）の報告によれば難聴が他の因子に比してずば抜けて高値（5%）であるといわれています。超高齢化社会である日本において難聴の解消、補聴器装用率を上げることは緊急の課題と考えます。この問題に直接かわり、解決のためのキーパーソンは耳鼻科医であり、特に補聴器相談医の責任は大きいと考えます。一方補聴器装用に携わっている認定補聴器店からは補聴器装用指導について彼らだけでは限度があり、耳鼻咽喉科の先生方に手助けをして欲しいとの声も聞かれています。

補聴器装用に関して医師が自ら補聴器調整を行い患者に直接指導することは理想ではありますが、人的、時間的制約もあり、あまり現実的ではありません。現実的方法として、補聴器専門店からの相談事項に適切に対応できるような補聴器相談医のBrush upが重要です。この目的達成のための講義を構成いたしました。45分間の時間的制約もありますので補聴器特性と装用閾値を中心に会員の理解を深めることといたします。聴力検査結果（標準純音聴力検査、語音聴力検査）、補聴器特性さらに装用閾値の結果があれば、装用上の問題はかなり明確になります。講義では認定補聴器店から送られてくる補聴器特性を読み取り、装用閾値の目標に到達しているか？また装用の改善ポイントはどこであるか？また補聴器店にどのように指導するか？について解説します。

## 補聴器所有までのルート：全体像



## 第26回補聴器キーパーソン全国会議報告

埼玉県補聴器キーパーソン 宮澤 哲夫

第26回補聴器キーパーソン全国会議は2021年6月12日、13日にオンラインにて開催されました。

今回はこの第26回補聴器キーパーソン全国会議でおこなわれた講習から、「医療費控除に関する税制度についてー補聴器購入に関連してー」と「補聴器支給制度に関する質問」とその回答についてご紹介いたします。

### 1. 医療費控除に関する税制度について ー補聴器購入に関連してー

#### はじめに

補聴器を購入する場合の公的補助には、次のような制度があります。

- ・ 身体障害者に該当する場合の支給
- ・ 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中度難聴の児童に対する都道府県、政令指定都市などからの購入費用の助成（対象者は自治体により異なります。）

- ・ また自治体によってはその住人だけを対象に、上記に該当しない難聴者に対しても補聴器購入費用の助成をおこなっているところがあります。

上記のどれにも該当しない、身体障害者に該当しない18歳以上の難聴者についても、補聴器を装用しなければ医療を受けることが困難であると認められた場合は、補聴器の購入費用が医療費として「医療費控除」の対象となります。

#### 医療費控除とは

医療費控除とは、所得税及び個人住民税において、自分自身や生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に適用となる制度です。医療費控除は過去5年間分を遡って申告することが可能です。

まず、普段聞き慣れない「控除」と「生計を一にする」という言葉について解説いたします。

#### 「控除」

「控除」とは、課税の対象となる収入などから差し引いて除外すると言う意味です。

税制上の控除には税額控除と所得控除の2種類があります。

税額控除とは、課税所得に所得税の税率を掛けて算出した所得税額から直接、控除額分の金額を除外するものです。つまり、控除額分がそのまま負担軽減となる制度です。

所得控除とは、課税の対象となる収入から控除額分を差し引いて申告できる制度です。

このため、税額控除の場合は控除金額が直接負担軽減されるのに対して、所得控除の場合はその経済効果は税率によって変わります。つまり、所得控除は税率の高い高額所得者ほど大きな恩恵を享受できる制度です。

医療費控除は所得控除に該当します。

### 「生計を一にする」

「生計を一にする」とは、日常の生活費を共にしていると言うことです。同居の有無は関係なく、共働きの夫婦や生活費の仕送りをしている子供なども該当します。家族の中で一番所得の高い人（一番税率の高い人）が家族全員分の医療費を申告して、税負担の軽減を図ることも可能です。

### 医療費控除の計算

1月1日から12月31日までの1年間に支払った医療費が対象です。

医療費控除は同一年度に支払った医療費の総額から「最低限度額」を差し引いた金額を控除額として所得から差し引いて申告することができます。

最低限度額は申告者の総所得金額によって異なります。

申告者の総所得金額が200万円以上の場合、最低限度額は10万円です。

申告者の総所得金額が200万円未満の場合、最低限度額は「総所得金額等×5%」となります。

いずれの場合も同一年度に申請できる控除額の上限（最高限度額）は200万円です。

### 医療費控除の対象

医療費控除の対象になるか否かは、「治療を目的とした医療費」か否かによって判断されます。

#### 1. 医療費控除の対象になるもの

治療を目的とした医療行為に支払った費用は、医療費控除の対象となります。主なものは、以下の通りです。

〈医療費控除の対象となる医療行為〉

病院での診療費／治療費／入院費

医師の処方箋のもとに購入した医薬品の費用

治療に必要な松葉杖など医療器具の購入費用

（医師の診察を受けるのに必要と判断された補聴器の購入費用）

通院に必要な交通費

歯の治療費（保険適用外の費用を含む）

子供の歯列矯正費用

治療のためのリハビリ／マッサージ費用

介護保険の対象となる介護費用

医療機関で支払った診察費や薬代には、保険外診療（保険適用外）のものも含まれています。薬局で購入した風邪薬などの市販薬は医療費控除の対象となる場合があります。

また、入院費や入院中の食事代も含まれます。妊娠・出産では、定期健診や検査、出産や入院にかかる費用、不妊治療費なども対象となります。

歯科の治療には、保険適用外の高価な材料を使用する場合も含まれます。歯列の矯正治療は、子供の噛み合わせを矯正する目的で治療を受けた場合は医療費控除の対象となります。

バスや電車などの公共交通機関を利用した医療機関や病院への交通費は医療費控除の対象となります。タクシーの利用は緊急性がある場合や、電車やバスが利用できない場合に限り認められており、申告の際に領収書を添付する必要があります。

#### 2. 医療費控除の対象にならないもの

病気の予防のための医療費は医療費控除の対象外です。

具体的には、以下のようなものは対象外となります。

〈医療費控除の対象とならない医療行為〉

人間ドックなど健康診断の費用

（病気が発見され治療をした場合は対象になります。）

予防注射の費用

美容整形の費用

OTCの漢方薬やビタミン剤の費用

マイカー通院のガソリン代や駐車料金

里帰り出産のための実家への交通費

自分の都合で利用した差額ベッド代

例えば、薬局で購入した薬の中でもビタミン剤は健康増進が目的としたものと解釈されます。また、人間ドックを受診しても病気が発見されなかった場合は医療費控除の対象にはなりません。

入院時の差額ベッドの費用も個人の都合で使用した場合は対象外となります。

交通費のうち、自家用車のガソリン代や駐車料金は医療費控除の対象外です。また、歯列矯正も成人の場合は美容目的とみなされるため、美容整形と同様に対象外となります。

また、健康保険組合や生命保険等から補てんされたものは、支払った医療費から差し引かれます。この場合、補てん額は医療費の総額から差し引かれるのではなく、

個々の医療費からそれぞれ差し引いて計算します。例えば、入院にかかわる補てん金なら入院費から、介護サービスにかかわる補てん金なら介護サービス費からそれぞれ差し引いて計算します。

また、予防接種や健康診断、メガネ代など、そもそも医療費として認められないものもあるので税務署などでの確認が必要です。なお医師の指示によるものは原則として認められます。未認可の抗ガン剤や保険適用外の歯科の自費診療などでも治療目的であれば認められます。

医療費控除を申請するときは、医療費の明細書（図1）に記入したあと、確定申告書の医療費控除の欄に記入します。

### 超過累進稅率と單純累進課稅

累進課税制度とは、所得が多くなるほど所得にかかる税率が上がっていく制度です。

累進課税制度には大きく分けて「単純累進課税」と、「超過累進課税」の2種類の方式があります。

単純累進課税は所得が一定額を超えた場合に、所得全体に対して高い税率を適用するというものです。

超過累進課税は所得が一定額を超えた場合に、その超えた分の所得の金額に対してのみ、高い税率を適用していくというものです。

単純累進課税の場合、税率の境目ぎりぎりの人は、所得の増加額以上に納税額が増加する場合があるなどの不

[illegible]

図1 医療費控除明細書 引用元：国税庁「医療費控除の明細書【内訳書】」

合理が生じてしまいます。

現在日本では、超過累進課税方式が用いられています。

超過累進課税の税率を求めるには、所得区分を超過する毎に上がっていく税率を積算する必要があり複雑な計算が必要と思われますが、実際には所得の全てに一度、最終税率を掛けて、そこから一定の額を差し引く（控除する）ことによって求めることができます。（表1）

#### 補聴器購入による医療費控除の実際

総所得額が200万円以上の人の場合、15万円の補聴器を1台購入すると、所得控除の対象となるのは最低限度額の10万円を超えた5万円です。しかし、15万円の補聴器を2台、計30万円分の補聴器を購入した場合、最低限度額の10万円を超えた20万円分が所得から控除されます。つまり、同一年度の医療費の総額が200万円以下の場合、同一年度に補聴器を2台購入した方が別年度に一台ずつ購入するよりも控除額が大きくなります。また、税率が

高くなると、それに伴って減税額も大きくなります。（表2）

補聴器の購入によって医療費控除を受けるためには、補聴器相談医が認定補聴器店もしくは認定補聴器技能者あてに発行する「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」（図2）と、それに基づいて補聴器が販売された際に発行された領収書が必要です。

#### 「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」記入の注意点

国税庁のホームページには、「医療費控除の対象となる医療費」の説明として、「医師等の診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などの購入費用。」と書かれています。

税務署では、この条件に適合するか否かを確認して、購入した補聴器が医療費控除の対象になるか否かを判断します。したがって、「補聴器適合に関する診療情報提

表1 所得税の税率（超過累進税率）

| 課税所得金額            | 税率  | 控除額        |
|-------------------|-----|------------|
| 195万円以下           | 5%  | 0円         |
| 195万円超330万円以下     | 10% | 97,500円    |
| 330万円超695万円以下     | 20% | 42万7,500円  |
| 695万円超900万円以下     | 23% | 63万6,000円  |
| 900万円超1,800万円以下   | 33% | 153万6,000円 |
| 1,800万円超4,000万円以下 | 40% | 279万6,000円 |
| 4,000万円超          | 45% | 479万6,000円 |

表2 補聴器購入時の医療費控除による減税の目安

| 課税所得金額            | 税率  | 医療費控除15万円の減税額 | 医療費控除30万円の減税額 |
|-------------------|-----|---------------|---------------|
| 195万円以下           | 5%  | 2,500円        | 1万0,000円      |
| 195万円超330万円以下     | 10% | 5,000円        | 2万0,000円      |
| 330万円超695万円以下     | 20% | 1万0,000円      | 4万0,000円      |
| 695万円超900万円以下     | 23% | 1万5,000円      | 4万6,000円      |
| 900万円超1,800万円以下   | 33% | 1万6,500円      | 6万6,000円      |
| 1,800万円超4,000万円以下 | 40% | 2万0,000円      | 8万0,000円      |
| 4,000万円超          | 45% | 2万2,500円      | 9万0,000円      |

[illegible]

図2 補聴器適合に関する診療情報提供書 (2018)

\*\*\*以下の事項については、可能な範囲で記載してください。\*\*\*

### 3. こばの聞き取りに関する情報

最高（最良）音明瞭度

右耳 \_\_\_\_\_ dB  
 左耳 \_\_\_\_\_ dB

最高音明瞭度の検査結果は聴覚検査と聴覚補助機器の使用状況（2017年）による結果であり、録音の検査方法では聴覚補助機器が用いられるため、聴覚検査では可能なレベルとなるものと想定されています。

最高（最良）音明瞭度または音明瞭度曲線に聴覚結果がなければ記入してください。  
 測定していない場合は以下の中で該当項目をナッシュしてください。

### こばの聞き取り状況（聴覚器使用時/非使用時）

20分以内で1時間以上の聴覚器使用状況

|                                           |                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耳元で大声での会話<br>大声の騒音のない場所での会話<br>騒音下での会話の音質 | □ 普通話の大きな声による会話会話は理解可能<br>□ 少し大きな声でゆっくりとしゃべれば理解可能<br>□ 大きな声でゆっくりとしゃべれば理解可能<br>□ 理解可能<br>□ 普通話の大きな声による会話会話は理解可能<br>□ 大きな声でゆっくりとしゃべれば会話会話は理解可能<br>□ 理解可能 □ 少し聞きなれる |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 4. 聴覚力に関する情報

聴覚力 □両耳 □片耳 □右耳 □左耳 □どちらでも可 □両耳・片耳いずれでも可

聴覚力 □試験後本人の希望により決定 □試験前本人の希望により決定 □両方の可 □耳の可型 □両可型 □なし

判定事項（とくに重要な治療事項がなければ記入）

---

### 5. 聴性・聴覚性に関する情報

本人の聴覚検査結果希望する情報 □あり □はかりません □不明 □なし □ 試験結果あり  
 聴覚性（聴覚力や本人の心）に関する情報 □家族や他の人に聴覚性に関する情報（聴覚性）  
 ・聴覚性が必要とする主な場面 □ 家族等による会話や治療を受けるために直接必要 □  
 ・聴覚性への期待や不安  
 ・聴覚の希望、使用目的を含め、とくに重要な治療事項や注意点がなければ記入。

図3 補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)

供書（2018）」には、この点が明記されている必要があります。

具体的には、「補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)」の 5. 難聴。補聴器に関する情報の・補聴器を必要とする主な場面(口医師等による診療や治療を受けるために直接必要)に必ずチェックを入れ、さらにその下の記載欄には『診察室で医師による診察や治療の際に直接必要と判断する』と記載する必要があります。(図3)

\*この書類は税務署で審査されます。審査では、「医師等の診療や治療を受けるために直接必要な、義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯、眼鏡などの購入費用」と

いう条件に整合しているか否かが確認されますので、記載欄にはその点についてのみ記載します。それ以外の医学的な理由の記載は不要です。

・補聴器の価格について、  
国税庁のホームページでは、『一般的に支出される金額を著しく超えない部分』という記載があります。  
2018年度の補聴器の平均購入価格は15万円です(Japan Trak 2018 調査報告書)。したがって、補聴器の『一般的に支出される金額』は1台15万円くらいと考える事が出来ます。ちなみに補聴器購入代金のうち、1台20万円を超える補聴器の販売比率は20%です。

購入した補聴器の領収書は「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」と共に税務署に保管されますので、この提出された書類に基づいて販売された補聴器の価格が、『一般的に支出される金額を著しく超えない部分』に矛盾していないかどうかは確認しておいた方が良いでしょう。

以上補聴器購入に関わる医療費の控除についてご説明させていただきました。

実際の診療において、補聴器を購入される患者様への説明の一助になれば幸いです。

## 2. 補聴器支給制度に関する質問とその回答

Q. 診療の度に聴力が変動する症例の障害者認定はどの様にするか？

A. 聴力が変動する場合は、良い状態の結果で判定する。しかし、難病の場合は悪化した状況下の結果で判断する。

Q. 補聴器が耐用年数の5年に満たない内に使用できなくなった場合、再交付を行うことは可能か？

A. 可能。紛失の場合も生活に支障を来す場合は申請できる。

Q. 身体障害者意見書、補装具費支給意見書の有効期間は？また、これらの書類に添付する聴力検査の有効期間は？

A. どちらも概ね3ヶ月。（埼玉県更生相談所の回答）

Q. 高度難聴者に重度難聴用の補聴器の支給を意見書に記載する場合に比較試験を求められるが、どの様に行うか？

A. 高度難聴用と重度難聴用、それぞれのファンクショナルゲインを添付して申請すれば良いようです。

（比較試験を求めているのは現在埼玉県のみです。）

Q. 聴覚障害のある学童に対してロジャー交付の意見書を提出したところ、FM補聴器との比較試験を要求された。どの様にすれば良いか？

A. これまでロジャーやエデュマイクなどのデジタル方式の補聴援助システムは、障害者総合支援法での補装具として認可されていなかったため、特例補装具として申請しなければなりません。そのため、補装具として認可されているFM補聴システムとの比較試験で優位性を証明する事が求められていました。しかし、令和4年4月の改正でデジタル方式の補聴援助システムは補装具として認可されました。

したがって、現在はロジャーやエデュマイクなどのデジタル方式の補聴援助システムは障害者総合支援法で認可された補装具として、補装具費支給意見書で交付手続きをおこなうことが可能となりました。

Q. 障害者認定時よりも聴力が改善している場合、補装具費支給意見書はどの様に書くか？

A. 身体障害者認定基準に達しない聴力で申請された補装具費支給意見書は通常通りません。

Q. 成人に対する補装具申請において、両耳支給が認められる場合が稀にあるが、何か基準があれば知りたい。

A. 両耳装用について、明確な基準はありませんが、以下のような場合について15条指定医からの意見書で両耳装用の求めがあった場合は検討します。（埼玉県更生相談所の回答）

### 1. 社会的な要因

- ・幼少期からの難聴で、小児期より両耳装用を行ってきた場合で両耳装用の効果が確認されている場合。
- ・従事している仕事の性質上、多方向からの聞き取りが得られないと危険が生じる場合。

（例 建築現場での作業員、運転業務、看護師、保育士など。）

### 2. 医学的な要因

- ・聴取可能な音域が「右は高音域のみ、左は低音域のみ」というように左右で逆転しており、両耳の補聴器装用によってはじめて補聴効果が得られる症例。など

いずれも明確な基準では無いため15条指定医からの意見書があれば、申請者の居住地の役所窓口での聞き取りをおこなった上で検討を行い、更生相談センター判定の判断によって決定する。

Q. 補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）の宛先の「認定補聴器専門店」と「認定補聴器技能者」は、どちらも記載しなければならないか？

A. 現在のところ、この点については明記されておらず、「認定補聴器専門店」、「認定補聴器技能者」のいずれかが記載されていれば受理されているようです。ただし、両方空欄での発行は、後に宛先欄に認定点以外の店名が記載される危険性があるので、必ずどちらかには記載して下さい。

Q. 身体障害者手帳を持っている症例が使用している補装具費支給制度を利用して交付された補聴器が5年経過した場合は、医師の意見書が無くても自動的に更新され、新しい補聴器が交付されると考えて良いか。

この質問については、国立リハビリテーションセンター

の石川浩太郎先生より回答を頂きました。

以下に掲載させていただきます。

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会埼玉県地方部会  
補聴器相談医更新のための講習会ご出席の先生方へ  
国立障害者リハビリテーションセンター病院  
耳鼻咽喉科 石川 浩太郎

日頃からお世話になっております。12月12日（日）午後  
に開催された補聴器相談医更新のための講習会でお出  
された質疑応答について、補聴器キーパーソンの宮澤哲夫  
先生から質問を受けましたので、私が考える回答を申し  
上げます。

#### 【質問内容】

身体障害者手帳を持っている症例が使用している補装  
具費支給制度を利用して交付された補聴器が5年経過し  
た場合は、医師の意見書が無くても自動的に更新され、  
新しい補聴器が交付されると考えて良いか。

#### 【回答】

補装具費支給制度の事務取扱については、厚生労働省  
から事務取扱ハンドブックが発行されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307895.pdf>

補装具の耐用年数の考え方は取扱ハンドブック、39ペー  
ジの1-6に記載があります。内容をご参照の通り、耐用  
年数（補聴器であれば5年）というのはあくまで目安で  
あり、これを過ぎたからと言って無条件に補聴器を更新  
できるわけではありません。真に更新が必要な理由（部  
品交換のほうが新規支給よりも高額になる場合など）が  
必要となります。

一方、5年経過していなくても、上記と同様の理由が  
あれば新しい補聴器が支給されるべきで、5年経過して  
いないから対応できないとするのは問題がある行為です。  
この件は医師のみならず、自治体の事務担当者も間違っ  
ている場合が見受けられますので、このような対応があっ  
た場合は、上記のハンドブックの「実情に沿った対応」  
を示して適切に対応するよう促してください。

なお、補装具費支給意見書の記載ですが、18歳以上で  
補装具費支給意見書を提出し、都道府県の更生相談所が  
支給決定した内容と同等の補聴器を、上記の条件に当て  
はめて新たに支給する場合は医師の意見書は不要となる  
場合が多くなります。（先ほどのハンドブック38ページ、  
1-5の2を参照）

一方、18歳未満は各市町村判断となるため、同様の更  
新であっても意見書を求めてくる場合があるのが実情で  
す。

### 補聴器相談医「委嘱のための講習会」希望者へのお願い

本年度の本県地方部会主催補聴器相談医講習会は「更新のための講習会」です。  
補聴器相談医の新規資格申請あるいは更新単位取得のため、「委嘱のための講習  
会」受講を希望される先生がいらっしゃいましたら、地方部会事務局までメー  
ルアドレス、あるいは連絡先をお知らせ下さい。

他都道府県地方部会主催「委嘱のための講習会」をご案内させていただくと  
ともに、希望者数を把握し、来年度以降の講習会開催の参考とさせていただきます。